

消費税率10%への引上げ後の住宅取得に メリットが出る支援策を用意!



正しく知って
賢く使おう!

【消費税率の引上げに伴う4つの支援策】

※予算案、関連税制法案が今後の国会で成立することが前提(④を除く)

併用可能です!

※裏面の(注)を参照

- 1 住宅ローン減税の控除期間が3年延長**
(建物購入価格の消費税2%分減税(最大))
- 2 すまい給付金が最大50万円に
対象者も拡充** (収入に応じて10万~40万円の増額)
- 3 新築最大35万円相当、リフォーム最大30万円相当
新たなポイント制度創設**
- 4 贈与税非課税枠は最大3,000万円に拡大**
(現行は最大1,200万円)

詳細は裏面をご覧ください

1 住宅ローン減税の 控除期間が 3年延長 (建物購入価格の消費税 2%分減税(最大))

概要

現行の住宅ローン減税について、控除期間を3年間延長(10年→13年)適用年の11~13年目までの各年の控除限度額は、以下のいずれか小さい額

- ・住宅借入金等の年末残高(4,000万円※を限度)×1%
- ・建物購入価格(4,000万円※を限度)×2/3(2%÷3年)

※長期優良住宅や低炭素住宅の場合:
借入金年末残高の上限:5,000万円、建物購入価格の上限:5,000万円

対象者

消費税率10%が適用される新築・中古住宅の取得、リフォームで、2020年12月末までに入居した方

3 新築最大35万円相当 リフォーム最大30万円相当 新たなポイント制度創設

概要

一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能を満たす住宅や家事負担の軽減に資する住宅の新築やリフォームに対し、商品と交換可能なポイントを付与

若者・子育て世帯がリフォームを行う場合にポイントの特例あり

対象者

消費税率10%が適用される新築住宅の取得、リフォームで、2020年3月末までに契約の締結等をした方

●お問合せ先 国土交通省住宅局 住宅企画官付

●お問合せ先 国土交通省住宅局 住宅生産課

番号共通 03-5253-8111(代表) / 03-5253-8134(直通) / 03-5253-8511(直通)

受付: 9時30分~18時15分 / 土日祝を除く

【4つの支援策



それぞれの要点】

2 すまい給付金が 最大50万円に (収入に応じて10万~40万円の増額) 対象者も拡充

概要

所得制限の緩和による対象者の拡充(収入額(目安)で、現行の510万円以下が775万円以下に)

給付額が現行の最大30万円から最大50万円に引上げ

対象者

消費税率10%が適用される新築・中古住宅の取得で、2021年12月末までに引渡しを受け、入居した方

※住宅ローン利用 / 現金取得のいずれの場合も対象

4 現行は最大1,200万円の 贈与税非課税枠は 最大3,000万円 に拡大

概要

父母や祖父母等の直系尊属から、住宅取得資金の贈与を受けて住宅を取得した場合、贈与税が最大3,000万円まで非課税

対象者

消費税率10%が適用される新築・中古住宅の取得、リフォームで、2019年4月から2020年3月末までに契約を締結した方

●お問合せ先 すまい給付金事務局

<http://sumai-kyufu.jp>



0570-064-186

ナビダイヤルは
通話料がかかります

受付: 9時~17時 / 土・日・祝含む / PHSや一部のIP電話からは 045-330-1904

●お問合せ先

お近くの税務署

(注) ②~④を住宅ローン減税と併用する場合、交付額や受贈額を住宅の取得価額等から差し引く必要がある場合があります。

詳しくは国土交通省のHPへ

<http://www.mlit.go.jp>

